

山梨県公報

第二千五百六十八号

平成二十七年

十二月二十一日

月 曜 日

目次

告示

- 県営土地改良事業の完了……………七九五
○県営土地改良事業計画の変更……………七九五
○土地収用事業の認定……………七九五
○山梨県名誉県民の事績……………七九七

告示

山梨県告示第四百二十九号

県営土地改良事業(三珠豊富地区中山間地域総合整備事業)の工事は、平成二十七年五月二十七日をもって完了した。

平成二十七年十二月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県告示第四百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(畑地帯総合整備事業 富士西麓高原地区)の計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十七年十二月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

縦覧期間

平成二十七年十二月二十二日から平成二十八年一月二十六日まで

三 縦覧場所

富士河口湖町役場

四 異議申立期間

平成二十八年一月二十七日から同年二月十日まで

山梨県告示第四百三十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十七年十二月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 起業者の名称

北杜市

二 事業の種類

北杜市白州町交流促進施設進入路等整備事業

三 起業地

1 収用の部分 山梨県北杜市白州町大字白須字中村地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

北杜市白州町交流促進施設進入路等整備事業(以下「本件事業」という。)について、北杜市白州町交流促進施設(以下「本件施設」という。)は、起業者である北杜市が、北杜市の恵まれた自然と水を生かし、都市と農山村の交流を促進し、地域の活性化を図るために設置し、北杜市長が管理を行う施設である。
本件事業は、本件施設への来場車両の渋滞及び交通事故の発生を防ぐための進入路等を整備する事業であることから、法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する公園その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、平成二十七年年度補正予算において本件事業実施のための予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益
本件施設は、平成十三年二月に開業し、当初計画の年間十万人余りを大きく上

回る年間四十万人弱の観光客等の来場者が訪れており、設置目的である都市と北杜市の農山村との交流促進の増大や、地元の特産品、農産物等の販売増加による農家所得の向上など北杜市の地域活性化及び産業振興の拠点としての機能を果たしている。

しかしながら、現在の本件施設駐車場への進入は、本件施設の沿線である国道二十号から本件施設の東側の進入路一箇所に限られており、特に週末や祝日などの多数の観光客等が来場する混雑時においては、駐車場に入りきれない駐車場進入待ちの多数の車両が、国道二十号の路上に待機することとなり、長いときには約一・六キロメートルの渋滞を引き起こし、国道二十号の円滑な車両の通行の支障となっている状況が発生している。

また、その渋滞の影響を受けて、周辺道路において、交通事故が過去十年間に七十四件発生している。

北杜市の都市との交流促進、地域活性化及び産業振興の拠点として今後も本件施設の有効利用を図っていくためには、来場者が安全で円滑に本件施設に訪れることができる必要があるため、また、本件施設沿線の国道二十号及び周辺道路の安全で円滑な車両の通行のための渋滞の緩和及び解消を図ることは急務である。

このようなことから、北杜市では、本件施設の南側の沿線である県道駒ヶ岳公園線からの来場車両の進入路等の新たな整備を計画したものである。

本件事業のうち、進入路の完成により、県道駒ヶ岳公園線から本件施設に進入する車両及び本件施設から甲府方面へ出る車両を今回整備する進入路に誘導し、国道二十号から本件施設に進入する車両及び本件施設から諏訪方面へ出る車両は既存進入路へ誘導することとして、来場者の車両の進入路を分散させることができ、国道二十号に滞留する車両の渋滞を緩和及び解消し、国道二十号及び周辺道路の円滑で安全な車両の通行を図れるとともに、来場者が安全で円滑に本件施設に来場できることから、今後も本件施設が北杜市の都市との交流促進、地域活性化及び産業振興の拠点として機能を発揮していくことが期待される。

また、本件事業のうち、緑地整備についてはその完成により、北杜市まちづくり条例（平成二十三年北杜市条例第二号）及び北杜市まちづくり条例施行規則（平成二十三年北杜市規則第三号）（以下「条例等」という。）に定める緑化率を満たすことになり、条例等の目的である優れた自然と美しい風景に調和した北杜市の創造に資することが期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益
本件事業の起業地は、既存住宅地であり、文化財及び希少植物や絶滅が危惧される野生動植物は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、来場車両の渋滞緩和及び解消のための技術的な要件のほか、社会的、経済的な要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適切なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、混雑時の本件施設沿線の国道二十号の渋滞が最大約一・六キロメートル発生しており、またその影響により周辺道路において交通事故が過去十年で七十四件発生していることから、国道二十号の渋滞の緩和、解消及び周辺道路における事故の減少や、来場者の安全で円滑な来場の確保のための本件事業はできるだけ早期に実現する必要があると認められる。

また、本件施設の地元である北杜市白州町区長会から、交通渋滞解消のための対策実施についての要望書が北杜市に提出されている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、駐車場への安全で円滑な車両の進入及び条例等において定める緑化率基準を満たすことができるよう、本件事業において必要とされる敷地面積を算出して決定されたものであり、適切であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

北杜市役所産業観光部食と農の杜づくり課

公 告

● 山梨県名誉県民の事績

山梨県名誉県民条例（平成二十七年山梨県条例第四十五号）第二条の規定により平成二十七年十二月十一日に大村智氏を山梨県名誉県民に選定したので、同条例第三条第二項の規定によりその事績を公告する。

平成二十七年十二月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 山梨県名誉県民 大村 智

二 生年月日 昭和十年七月十二日

三 現住所 東京都世田谷区

四 事績

氏は、韮崎市に生まれ、山梨県立韮崎高等学校、山梨大学学芸学部を卒業、東京都立墨田高等学校の教員を経て、昭和三十八年に東京理科大学大学院理学研究科を修了した。

その後、山梨大学文部教官助手を経て、昭和四十年に社団法人北里研究所に入所、北里大学教授、米国ウエスレーヤン大学客員教授、北里研究所理事・所長などを歴任、五十年にわたり微生物由来の有機化合物の研究において世界的に活躍されている。

この間、氏は、新規化合物を約五百種類発見し、そのうち二十六種が医薬、動物薬、農薬及び研究用試薬として実用化されている。特にイベルメクチンは、重篤な熱帯病であるオンコセルカ症（河川盲目症）とリンパ系フィラリア症を撲滅するためにアフリカで年間約三億人に使用され、前者は二千二十五年、後者は二千二十年に撲滅の見通しとされるなど、人類の健康と福祉の向上に多大な貢献をされた。

こうした功績により、平成二十七年十一月に文化勲章を受章されるとともに、同年十二月には、ノーベル生理学・医学賞の受賞という世界的な榮譽に輝かれた。

また、氏は、山梨県総合理工学研究機構の初代総長を務められるとともに、代表世話人となって設立され本年で二十周年を迎えた山梨科学アカデミーの取組を通じて、子どもたちに科学の楽しさを知ってもらう活動を献身的に行われるなど、本県の科学技術の振興や普及啓発に多大な貢献をされている。

これらの功績は極めて顕著であり、県民の誇りとしてひとしく敬愛を受けているところである。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番